

ない。

【注の追加】

(追加)

病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。)には、算定しない。

注5 当該患者に対して、1回の処方において、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬を投与した場合(注2に規定する場合を除く。)であって、別に厚生労働大臣が定める要件を満たさない場合、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

【新設】

(新設)

I 0 0 2 - 3 救急患者精神科継続支援料
1 入院中の患者 435点
2 入院中の患者以外 135点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神疾患を有する患者であって、自殺企図等により入院したのに対し、生活上の課題又は精神疾患の治療継続上の課題を確認し、助言又は指導を行った場合に算定する。
注2 入院中の患者については、入院した日から起算して6月以内の期間に月1回に限り、算定する。
注3 入院中の患者以外の患者については、退院後、電話等で継続的な指導等を行った場合に、退院後6月以内に限り、計6回を限度として算定する。